

東海村分別収集計画

令和元年 6月

目 次

1 計画策定の意義	3
2 基本的方向	3
3 計画期間	3
4 対象品目	3
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	4
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	4
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、本村の最終処分場においても残余容量が逼迫しているという厳しい状況にある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占めている容器包装廃棄物の分別収集、また、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することで、最終処分量の削減を図ることを目的とし、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにして、これを公表することにより、すべての関係者が一体となり取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を策定するに当たっての基本方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の3Rを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の適正処理の推進及び循環型社会の形成

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装 廃棄物	909t	896t	882t	868t	854t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）啓発活動の推進

- ・村民にイベント、広報誌、ホームページ、SNS等により、3Rの必要性など情報を提供し、住民参加によるごみ減量の認識を深める。
- ・村内において、環境に優しい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組むよう小売店等にPRする。

（2）過剰包装の抑制

- ・エコ・ショップ等と連携し、商品の過剰包装を抑制し、ごみの発生抑制を促す。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本村の最終処分場の残容量、廃棄物処理施設・設備等の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類は下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器
	茶色のガラス製容器
	その他の色のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	90t		86t		82t		78t		74t	
主としてアルミ製の容器	53t		57t		60t		64t		67t	
無色のガラス製容器	(合計) 83t		(合計) 83t		(合計) 83t		(合計) 83t		(合計) 82t	
	(引渡量) 79t	(独自処理量) 4t	(引渡量) 79t	(独自処理量) 4t	(引渡量) 80t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 80t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 80t	(独自処理量) 2t
茶色のガラス製容器	(合計) 63t		(合計) 62t		(合計) 60t		(合計) 59t		(合計) 58t	
	(引渡量) 60t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 59t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 58t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 57t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 57t	(独自処理量) 1t
その他のガラス製容器	(合計) 46t		(合計) 44t		(合計) 43t		(合計) 41t		(合計) 40t	
	(引渡量) 43t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 42t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 41t	(独自処理量) 2t	(引渡量) 40t	(独自処理量) 1t	(引渡量) 39t	(独自処理量) 1t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	9t									
主として段ボール製の容器	233t		224t		215t		206t		197t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 87t		(合計) 86t		(合計) 84t		(合計) 83t		(合計) 82t	
	(引渡量) 0t	(独自処理量) 87t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 86t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 84t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 83t	(引渡量) 0t	(独自処理量) 82t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしようゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 51t		(合計) 52t		(合計) 53t		(合計) 53t		(合計) 54t	
	(引渡量) 51t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 52t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 53t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 53t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 54t	(独自処理量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 194t		(合計) 193t		(合計) 193t		(合計) 192t		(合計) 191t	
	(引渡量) 194t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 193t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 193t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 192t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 191t	(独自処理量) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、東海村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、人口予測及び収集量の伸び率等を勘案し策定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する物の実施主体は、下表のとおりである。

分別収集するものの実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階	
金属	スチール製容器	缶類	村（委託業者）による定期 収集	村 民間業者	
	アルミ製容器		集団回収・店頭回収		
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	村（委託業者）による定期 収集	村 民間業者	
	茶色のガラス製容器		店頭回収		
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	集団回収・村（委託業者） による定期収集・店頭回収	村 民間業者	
	段ボール	段ボール	村（委託業者）による定期 収集・店頭回収	村	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	村（委託業者）による定期 収集	村	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	村（委託業者）による定期 収集	村 民間業者	
	その他のプラスチック製容器 包装	プラスチック 製容器包装			
	白色発砲スチロール製 食品トレイ	店頭回収			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、下表に示す分別収集の用に供する施設計画を基に、主に本村清掃センターにて容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管を行う方針であるが、今後、施設の老朽化などを見越して、新たに広域施設の整備を推進していく。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	ネット	2tダンプ車	不燃物処理委託業者 (選別・破碎)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチックコンテナ	2tダンプ車	資源物処理施設ストックヤード (選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	プラスチックコンテナ	2tダンプ車	資源物処理施設ストックヤード(保管)
段ボール	段ボール	紐で束ねる	2tダンプ車	資源物処理施設ストックヤード(保管)
その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	紐で束ねる	2tダンプ車	資源物処理施設ストックヤード(保管)
ペットボトル	ペットボトル	ネット	2tダンプ車	資源物処理施設 (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)	袋	2t巻き込み車	資源物処理施設 (選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・自治会や子供会等の住民団体による集団回収を促進するため、回収量に応じ報奨金を支給し支援を行う。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のための分析、検討を行い、必要な措置を講じる。